

地域ネットワークだより Vol.82

平成 27 年 7 月 15 日発行

● 【東京都】マンション共用部分リフォーム融資にかかる利子補給制度についてご紹介します！

住宅金融支援機構では、大規模修繕工事や耐震改修工事を実施する際にご利用いただける、マンション共用部分リフォーム融資制度を実施し、年間 300 以上の管理組合さまにご利用いただいております。

この中で、東京都では、居住性能の回復及び管理の適正化を図り、居住水準の向上や良好な住環境の形成を実現することを目的として、マンション共用部分を計画的に改良・修繕する管理組合さまが、当該融資を利用する場合に利子補給を行う「マンション改良工事助成制度」を設けていますので、ご紹介します。

■制度の概要（東京都の助成案内資料より抜粋）

申込み資格	① 都内に所在する耐火構造の分譲マンションの管理組合であること ② 機構の「共用部分リフォーム融資」を受け、かつ、公益財団法人マンション管理センターの債務保証を受けること ③ 旧耐震基準のマンションについては、耐震診断または簡易な耐震診断を実施していること など。
助成内容	利子補給額は、機構の金利が 1%（1%未満の場合は、当該金利）低利になるように東京都が利子補給します。
利子補給期間	最長 7 年間

※平成 27 年 7 月時点の機構融資金利は 1%を下回っていますので、7 年間は実質的に元本のみの返済で機構融資を利用することが可能になります。

※制度の詳細は東京都のホームページをご覧ください。東京都都市整備局住宅政策推進部マンション課（TEL 03-5320-5004）にお問い合わせください。

地域連携通信

～地方公共団体さまとの意見交換を行っています～

住宅金融支援機構では、地域の住まい・まちづくりの課題解決を支援させていただくため、地方公共団体さまを訪問し、意見交換を行っています。今後【地域連携通信】として、意見交換等のトピックを定期的に掲載していく予定です。

地域の住まい・まちづくりの政策に関して、機構との意見交換にご興味ございましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。

■ 5月の訪問先と主なテーマ

- 長岡市 都市機能集積の中心市街地の再生
- 熊本県 くまもとのスマートハウス制度
- 熊本市 立地適正化計画、空き家再生
- 福岡市 住生活基本計画
- 北九州市 住み替え支援
- 見附市 スマートウェルネス、住み替え支援

■ 照会先

住宅金融支援機構 CS推進部
住宅技術情報室 技術情報グループ
担当 菊地・合屋
TEL : 03-5800-8162
FAX : 03-5800-8258

添付資料等については省略しています。ご希望の場合は照会先までご連絡ください。